

令和4年著作権法関係裁判例紹介



会員・弁護士 西村 義隆

要約

令和4年における著作権法関係の裁判例として裁判所のウェブサイトに掲載された97件のうち重要な争点、判断を含むと思われる12件を紹介する。具体的には、ロゴタイプの著作物性について判断し結論としては著作物性を否定しながらも応用美術の著作物性として参考になる判決（③ ANOWA 控訴事件）、著作権法32条1項の引用の要件について示した判決（⑩⑪主戦場事件）など、興味深い判決が見られた。

目次

1. 著作権法関係裁判例の概況
 - 1.1 事件数
 - 1.2 裁判所や事件種別
2. 著作物性（創作性）の有無が争いとなった事案
 - 2.1 概略
 - 2.2 判例紹介
 - ① 東京地判令和4年5月27日判決【住宅地図事件】（令和元年（ワ）第26366号）
 - ② 東京地判令和4年8月30日判決【在宅医療用カルテ管理プログラム事件】（平成30年（ワ）第17968号）
 - ③ 知財高裁令和4年9月27日判決【ANOWA控訴事件】（令和4年（ネ）第10011号）
 - ④ 知財高裁令和4年7月13日判決【展示システム控訴事件】（令和4年（ネ）第10023号）
3. 著作者の認定が争いとなった事案
 - 3.1 概略
 - 3.2 判例紹介
 - ⑤ 知財高裁令和4年3月28日判決【取材動画控訴事件】（令和3年（ネ）第10085号）
4. 複製又は翻案等に当たるかが争いとなった事案
 - 4.1 概略
 - 4.2 判例紹介
 - ⑥ 東京地裁令和4年2月24日判決【ルポルタージュ事件】（令和3年（ワ）第10987号）
 - ⑦ 知財高裁令和4年8月31日判決【ルポルタージュ控訴事件】（令和4年（ネ）第10035号）
 - ⑧ 東京地裁令和4年3月30日判決【春巻盛付写真事件】（令和2年（ワ）第32121号）
 - ⑨ 東京地裁令和4年4月22日判決【ゲーム画像事件】（平成31年（ワ）第8969号）
5. 権利制限規定が争いとなった事案
 - 5.1 概略
 - 5.2 判例紹介
 - ⑩ 東京地裁令和4年1月27日判決【主戦場事件】（令和1年（ワ）第16040号）
 - ⑪ 知財高裁令和4年9月28日判決【主戦場控訴事件】（令和4年（ネ）第10024号）
 - ⑫ 東京地裁令和4年11月8日判決【知人への著作物配布事件】（令和4年（ワ）第2229号）

1. 著作権法関係裁判例の概況

1.1 事件数

裁判所ウェブサイト（<https://www.courts.go.jp/>）の「裁判例情報」の中の「検索条件指定画面」の「総合検索」

において、

「裁判年月日」 令和4年1月1日～令和4年12月31日（期間指定）

「全文」 著作権

という条件でキーワード検索を行ったところ、118件の裁判例がヒットした。この118件のうち、著作権法に関連する争点を含まないものを除外した97件について検討を行った。本稿では、これら97件の裁判例の中から、重要な争点、判断を含むと思われる12件について、争点ごとに分類し、紹介する。

なお、本校で引用している写真等は、特に断りのない限り、上記裁判所ウェブサイトより引用したものである。

1. 2 裁判所や事件種別

上記97件の裁判例について、これを判断した裁判所の内訳は、

- ・東京地方裁判所 68件
- ・大阪地方裁判所 6件
- ・知的財産高等裁判所 22件
- ・大阪高等裁判所 1件

であった。

なお、97件のうち33件（うち東京地方裁判所26件、大阪地方裁判所2件、知財高等裁判所5件）は、特定通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（いわゆる「プロバイダ責任制限法」）第4条第1項に基づく発信者情報開示請求事件であった⁽¹⁾。

2. 著作物性（創作性）の有無が争いとなった事案

2. 1 概略

「著作物」とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう（2条1項1号）。ここで「創作性」とは、通説的見解によれば、高い独創性までは要求されておらず、また学術性や芸術性の高さも問題とはならず、何らかの個性が現れていればよいと解されている⁽²⁾。したがって、著作権発生の前提として創作性が必要であり、著作権侵害訴訟ではたびたび原告作品の創作性の有無が争われることがある。ここで、作品全体の創作性が争われる場合には、判決において権利者の作品の著作物性が明示されることが多いが、複製権又は翻案権の侵害が争われる事案では、権利者の作品と被疑侵害者の作品との共通部分を認定した上で、当該共通部分が創作的表現であるかという判断手法が取られることが多く、この場合は部分的に創作性の有無が判断されることも多い。

令和4年の裁判例では、次に紹介するように、地図、プログラム、ロゴタイプ、システムの著作物性について判断したものがある。著作権法では、第10条第1項各号において著作物を例示しており、第4号では美術の著作物（ロゴタイプはこれに属する）、を、第6号は地図・図形の著作物を、第9号はプログラムの著作物について示す。システムの著作物は著作権法上規定されていないが、第10条1項柱書は、「著作物を例示すると」と示していることから、第10条第1項各号に該当しない著作物であっても著作権が認められる可能性はある。

2. 2 判例紹介

① 東京地判令和4年5月27日判決【住宅地図事件】（令和元年（ワ）第26366号）

〔事案の概要〕

被告はポスティング業務を行う会社で、原告が作成するゼンリン住宅地図（登録商標）を用いてポスティング用の地図を作成し、ゼンリン住宅地図を複製したものを使用してポスティングを行った。また被告は、被告が作成するWEBページ上に一部のゼンリン住宅地図データを掲載した。これら被告の行為が著作権（複製権、譲渡権、貸与権及び公衆送信権）を侵害すると主張して差止、複製物の廃棄、損害賠償を求めた。

[判旨]

一部認容。(複製物の廃棄請求は棄却)

裁判所は、地図の創作性について、「一般に、地図は、地形や土地の利用状況等の地球上の現象を所定の記号によって、客観的に表現するものであるから、個性的表現の余地が少なく、文学、音楽、造形美術上の著作に比して、著作権による保護を受ける範囲が狭いのが通例である。しかし、地図において記載すべき情報の取捨選択及びその表示の方法に関しては、地図作成者の個性、学識、経験等が重要な役割を果たし得るものであるから、なおそこに創作性が表れ得るものといえることができる。そこで、地図の著作物性は、記載すべき情報の取捨選択及びその表示の方法を総合して判断すべきものである。」と述べた。

その上で、本件に関する判断として、「目的の地図を容易に検索することができる工夫がされ、イラストを用いることにより、施設がわかりやすく表示されたり、道路等の名称や建物の居住者名、住居表示等が記載されたり、建物等を真上から見たときの形を表す枠線である家形枠が記載されたりするなど、長年にわたり、住宅地図を作成販売してきた原告において、住宅地図に必要と考える情報を取捨選択し、より見やすいと考える方法により表示したものであるといえることができる。したがって、本件改訂により発行された原告各地図は、作成者の思想又は感情が創作的に表現されたもの(著作権法2条1項)と評価することができるから、地図の著作物(著作権法10条1項6号)であると認めるのが相当である。」として、ゼンリン住宅地図の著作物性を認めた。

[考察]

地図は、地形や建造物の位置関係などの対象を客観的に伝達するための手段であることから、表現方法には一定の制約がある。しかし、対象の取捨選択、表現方法の選択、またはこの両者の組み合わせには作成者の個性が発揮される余地があることから、地図が著作物に該当することは学説上も異論はない⁽³⁾⁽⁴⁾。裁判例においても、ふいーどわーく多摩事件⁽⁵⁾のように地図の著作物性を肯定する裁判例は数多く存在する。ふいーどわーく多摩事件においては、「一般に、地図は、地形や土地の利用状況等を所定の記号等を用いて客観的に表現するものであって、個性的表現の余地が少なく、文学、音楽、造形美術上の著作に比して創作性を認め得る余地が少ないのが通例である。それでも、記載すべき情報の取捨選択及びその表示の方法に関しては、地図作成者の個性、学識、経験、現地調査の程度等が重要な役割を果たし得るものであるから、なおそこに創作性が表われ得るものといえることができる。」と述べているところであり、本判決も学説及び従前の裁判例と同様の考え方に立ち、情報の取捨選択及び表示方法を踏まえ住宅地図の創作性、著作物性を認めたものと位置づけられる。

② 東京地判令和4年8月30日判決【在宅医療用カルテ管理プログラム事件】(平成30年(ワ)第17968号)

[事案の概要]

被告は、訴外会社からプログラム開発を受託し、これを納品した。その上で、当該プログラムの著作権が訴外会社から順次譲渡された上で最終的に原告に譲渡された。原告は被告に対して、原告が著作権を有するプログラムをサーバにインストールする行為が著作権(複製権又は翻案権)を侵害するとして差止及び損害賠償請求を行った事案である。なお、被告がプログラム開発を行った際の業務委託契約書では、「納入物に関して著作した著作物に係る著作権は納入物の所有権移転と同時に発注者に移転すること、ただし、受注者が従前から著作権を保有する著作物を納入物に組み込んだ場合には受注者がその著作権を留保すること」が定められていたとの認定がされている。その上で、本件の争いについては、受注者に著作権が留保されていると争われている部分と(便宜上A部分と示す)、被告の行為が複製権・翻案権侵害に該当するか(共通部分に創作性があるか)に争いのある部分(便宜上B部分と示す)が存在する。

[判旨]

請求棄却。

裁判所は、プログラムの著作物性について、「プログラムに著作物性があるというためには、指令の表現自体、その指令の表現の組合せ、その表現順序からなるプログラムの全体に選択の幅があり、かつ、それがありふれた表現ではなく、作成者の個性、すなわち表現上の創作性が表れていることを要する。」と示した。

A部分について、被告が開発したPMポータルというWEBフレームワークを基盤として開発されていることを

認定した上で、「その内容は、自由度が制約され、基本的な命令文を列挙して、変数にデータを代入する処理や画面を表示するためのHTML文書が記述された部分が多くを占めていること」「作成、表示される医事文書の基本的な様式も通知により定められるなどしていることから、各プログラムにおいて変数に値を設定する処理や画面を表示するためのHTML文書を記述するに当たっても個性を発揮する余地が乏しい。」などと示した上で、A部分は創作性がないと判断し、納入物に関する著作権の移転がないと判断した。

B部分は、「本件共通箇所のうち、オープンソースである『XML_Unserializer.php』を用いた部分は、その仕様に基づくインスタンスを記述したものであり（前記1）、その記述例もインターネットウェブサイトにおいて公開されているものであって（乙56）、ありふれた表現であって、創作性が認められない。」「本件共通箇所のその余の部分は、異なる施設間で診療情報を電子的に交換するために制作された規約であるMML及びCLAIMにおいて定義されたタグ（用語）（前記1.（2）ウ（イ））を、『XML_Unserializer.php』の仕様に従って記述した（乙62）ありふれた表現であって、創作性が認められない。」として、著作権侵害（複製権、翻案権侵害）に該当しないと判断した。

[考察]

プログラムの著作物の創作性について、一般の著作物に要求される創作性とは特に差別しないのが通説的な考え方である⁽⁶⁾。プログラムの著作物性に関して判断した裁判例についてみると、製図プログラム事件⁽⁷⁾では、プログラムの具体的記述が、誰が作成してもほぼ同一になるもの、簡単な内容をごく短い表記法によって記述したものは著作物性がないと例示する一方で、プログラムの著作物性について、作成者の何らかの個性が発揮されていることが必要と示している。また、宇宙開発事業団プログラム事件控訴審⁽⁸⁾では、プログラムの著作物性について、「プログラムに著作物性があるといえるためには、指令の表現自体、その指令の表現の組合せ、その表現順序からなるプログラムの全体に選択の幅が十分にあり、かつ、それがありふれた表現ではなく、作成者の個性が表れているものであることを要する」と示した。本判決もこれに従っているものと考えられる。

③ 知財高裁令和4年9月27日判決【ANOWA控訴事件】（令和4年（ネ）第10011号）

[事案の概要]

原告（控訴人）はロゴタイプの商標権を有し、被告（被控訴人）が当該商標権の類似しない範囲の商品に当該ロゴタイプに類似する標章を商品に付していたところ、原告（控訴人）の著作権（複製権）及び著作者人格権（同一性保持権）を侵害するとして差止請求がなされた事案である。原告（控訴人）のロゴタイプの著作物性が争点となった。

なお第1審⁽⁹⁾では、原告標章はそれ自体が独立して美術鑑賞の対象となる創作性を備えると認められないとして創作性を否定し、原告の請求を棄却した。



[判旨]

控訴棄却。

裁判所は、原審で示された「商品又は営業を表示するものとして文字から構成される標章は、本来的には商品又は営業の出所を文字情報で表示するなど実用目的で使用されるものであるから、それ自体が独立して美術鑑賞の対象となる創作性を備えているような特段の事情がない限り、美術の範囲に属する著作物には該当しないと解するのが相当である。」との規範を前提とした上で、控訴人の標章について、「商標法などの標識法で保護されるべき自他商品・役務識別機能を超えた顕著な特徴を有するといった独創性を備え、かつそれ自体が、識別機能という実用性の面を離れて客観的、外形的に純粋美術と同視し得る程度の美的鑑賞の対象となり得る創作性を備えるものとは認

められないから、著作権法により保護されるべき著作物に該当するとは認められない」として創作性を否定した。

[考察]

原告標章はロゴタイプ（図案化した文字）であるが、これは応用美術に属するものであり、法2条2項「この法律にいう『美術の著作物』には、美術工芸品を含むものとする。」との関係について、美術工芸品ではない応用美術も美術の著作物に該当するか問題となる。法2条2項の規定について、裁判例では、ファッションショー事件控訴審⁽¹⁰⁾において、「著作権法2条2項は、単なる例示規定であると解すべきであり…実用目的の応用美術であっても、実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握できるものについては、…2条1項1号の美術の著作物として保護すべきであると解すべきである」と判示され、法2条2項を例示的に解釈している。本判決は、法2条2項との関係を明示的に判断したわけではないが、応用美術であっても、「実用性の面を離れて客観的、外形的に純粋美術と同視し得る程度の美的鑑賞の対象となり得る創作性を備え」れば著作権の保護対象となることを示しており、ファッションショー事件控訴審判決にも沿った内容と考えられる。

④ 知財高裁令和4年7月13日判決【展示システム控訴事件】（令和4年（ネ）第10023号）

[事案の概要]

被控訴人（被告）が控訴人（原告）が構築等を行った展示システムのルーター80番ポートを閉鎖し、及びモジュラージャックからモジュラーケーブルを取り外した行為に対して、著作権法上の請求として、著作者人格権（同一性保持権）の侵害にあたりと主張して差止請求等を求めた事案。同一性保持権侵害の前提として、控訴人が著作者に該当するか、すなわち控訴人が構築したシステムの著作物性が争点となった。

なお、第1審は当該展示システムの著作物性が認められないとして原告の請求を棄却した。

[判旨]

控訴棄却。

裁判所は、「システムの機能を実現するための設計・構築については、控訴人による選択の幅が広く、どのようなソフトウェアやハードウェアを用い、それらをどのような構成で組み合わせ、どのように機能分担させるかに関する選択（必要機能の選定、機能分割設計、分割した機能単位の配置計画という設計行為）は、控訴人の技術者としての知識や経験が表出したものであるから、思想又は感情の創作的な表現である」という控訴人の主張に対して、「控訴人が主張する本件展示システムの設計・構築に当たっての選択は、基本的に、上記の制約等の下で特定の機能を果たすべきシステムの設計・構築を合理的に行おうとした際に考え得る技術上のアイデア又は個々のアイデアの集合体にすぎず、法2条1項1号にいう『思想又は感情を創作的に表現したもの』には当たらないというべきである。そして、本件全証拠をもってしても、本件展示システムについて、上記と異なって、控訴人の思想又は感情が創作的に表現されているといえるような特徴を有するものであるというべき事情は認められない。」と示して本件展示システムの著作物性を否定した。

[考察]

法2条1項1号の「思想」には技術的思想を含むとされている⁽¹¹⁾。したがって、本件で問題となっている本件展示システムは技術的思想として、法2条1項1号の「思想」に該当するものと考えられる。本判決においても、本件展示システムの設計・構築は技術上のアイデアであるとの認定がされており、学説上の理解に沿うものと考えられる。一方で、著作物に該当するためには、「思想」を表現したものであることが必要である。例えば、本件展示システムの設計図であれば「表現」として法10条1項6号の図形の著作物に該当する可能性があると考えられるし、本件展示システムを動作させるためのソースコードであれば「表現」として法10条1項9号のプログラムの著作物に該当する可能性があると考えられる。しかし、本判決でも示しているように、本件展示システムそのものは技術的思想そのものであって、「表現」には該当しないことから、著作物性を否定されており、従来からの学説・判例の考え方に沿うものと考えられる。なお、例えば丸橋矯正機事件⁽¹²⁾では、工作機械について機械工学上の技術的思想として認定しているところである。

3. 著作者の認定が争いとなった事案

3.1 概略

法2条1項2号では、著作物を創作する者が著作者として定義されている。そして、法17条1項では、著作者は、著作者人格権及び著作権を享有するとされている。また、著作者に関する特別な規定として、法15条の職務著作に関する規定や、法16条の映画の著作物に関する規定などの規定も存在する。また、法2条1項12号により、二人以上の者が共同で創作し各人の寄与を分離して個別的に利用することができない著作物は共同著作物として定義されている。著作権に関する紛争では、著作者が誰かという点で問題となるケースも存在する。

令和4年の裁判例としては、次の判例紹介で示すものの他、オーサグラフ世界地図事件⁽¹³⁾及びオーサグラフ世界地図事件控訴審⁽¹⁴⁾があり、オーサグラフによる矩形地図の著作者が問題となった事案において、これに関連する特許出願が存在するとしても、特許権者が創作する対象は技術的思想であり、著作者が創作する対象は表現であり両者は異なる創作を対象とするものであるから、(発明者であることは関係がなく、)表現の創出に具体的に関与した者が著作者であると示したものがあ

3.2 判例紹介

⑤ 知財高裁令和4年3月28日判決【取材動画控訴事件】(令和3年(ネ)第10085号)

[事案の概要]

控訴人(原告)と被控訴人(被告は)、平成30年1月27日から同年2月9日までの間、イエメンに滞在して現地の様子等の動画(以下「本件動画」という)を撮影した。著作権法上の主張として、控訴人は、本件動画の著作者は控訴人であるにもかかわらず、被告訴人が控訴人に無断で本件動画の記録媒体をテレビ局に提供し放映されたとして、著作権(複製権、頒布権)が侵害されたと主張して損害賠償請求を行った。

なお第1審は、原告(控訴人)が、被告(被控訴人)の持参したカメラを渡されて被告(被控訴人)が現地を取材しコメントをする様子を撮影するよう依頼され、撮影の開始や終了、アングルについて被告(被控訴人)の指示を受けつつビデオカメラを回して本件動画の撮影をしたと認定し、原告(控訴人)が本件動画の著作者とは認められないと判断して原告の請求を棄却した。

[判旨]

控訴棄却。

裁判所は、「控訴人 X1 が、被控訴人から、相談を受けて、訪問先や関係情報等について教示し、また、被控訴人が現地で語っている様子を被控訴人の持参したビデオカメラで撮影したことがうかがわれるものの、本件動画の撮影目的に加え、被控訴人が紛争地域の取材、撮影を行うフォトジャーナリストとして活動して被控訴人の発言や撮影内容について決定していたとはおよそ考え難く、控訴人 X1 は本件動画の撮影に当たっての情報提供や補助的な役割を果たしたのにすぎないというべきであるから、控訴人 X1 が本件動画の全体的形成に創作的に寄与したものと認めることはできない。」として、本件動画の著作者は控訴人ではなく、被控訴人であることを示した。

[考察]

法2条3項では、映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物は映画の著作物に含まれると規定されている。そして、法16条で映画の著作物の著作者は「制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者」と規定されている。ここで、学説では、『制作』は映画のプロディーサーの行為を、『監督』は劇場用映画における映画監督の行為を、『演出』はテレビ映画におけるディレクターの行為を、『撮影』は絵撮影監督の行為を、『美術』は美術監督あるいは特殊撮影監督の行為をそれぞれ念頭において規定したものと、と説明されている⁽¹⁵⁾。加えて、「部分的に創作的寄与をするにとどまる助監督やカメラ助手は含まれないこと」が示されている⁽¹⁵⁾。

本判決では、控訴人がビデオカメラで撮影したことは認定しているものの、これだけでは、部分的寄与にとどまることを示唆している。また、撮影中の被控訴人の発言や撮影内容について決定した者が全体的形成に創作的に関与したものであることを前提として、著作者を被控訴人と認定しており、従来からの考え方に沿うものである。

4. 複製又は翻案等に当たるかが争いとなった事案

4.1 概略

著作者の権利として、法21条以下に著作財産権に関する規定がされているが、著作権侵害に関する紛争では、法21条の複製権及び法27条の翻案権が争点となることが多い。

複製の意義については、ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件⁽¹⁶⁾において、「既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを再製すること」と示されている。翻案については、江差追分事件⁽¹⁷⁾において（当該判例が示したのは言語の著作物の翻案についてであるが）、「既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為」と示されている。また、同判例では、「既存の著作物に依拠して創作された著作物が、思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、翻案には当たらないと解するのが相当」と示しており、その後の裁判例でも判断基準として確立されている規範である。

令和4年の裁判例としては、以下で紹介するもののほか、ビジネスソフトのインタフェースについて問題となったBookAnswer事件控訴審⁽¹⁸⁾があり、表示画面の共通点と相違点を認定した上で、全体として被告ソフトウェアの表示画面は、原告表示画面の表現上の本質的な特徴を直接感得することができないとして著作権侵害を否定したものがあつた。また、桜を題材としたイラストが描かれた製品について問題となった桜のイラスト事件⁽¹⁹⁾では、原告イラストと被告イラストの表現方法を対比し、被告イラストは、原告イラストの本質的な特徴を感得することはできないとして著作権侵害を否定した。

4.2 判例紹介

⑥ 東京地裁令和4年2月24日判決【ルポルタージュ事件】（令和3年（ワ）第10987号）

⑦ 知財高裁令和4年8月31日判決【ルポルタージュ控訴事件】（令和4年（ネ）第10035号）

[事案の概要]

被告（被控訴人）の執筆した奨学金に関する雑誌記事等が原告（控訴人）の著作権（複製権、翻案権）、著作人格権（氏名表示権、同一性保持権）を侵害するとして、原告が被告に対して損害賠償を請求した事案。

[判旨]

第1審は請求棄却。控訴審も控訴棄却。

第1審は、複製の意義についてワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件の規範を、翻案について江差追分事件の規範を引用し、原告記事と被告記事の共通部分について、「思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分でないかどうかを検討する必要がある。」とした。そのうえで、一例を示すと、奨学金の原資を確保するのであれば、元本の回収が何より重要であること、日本学生支援機構は2004年以降、回収金をまず延滞金と利息に充当するという方針をとっていること、日本学生支援機構の2010年度の利息収入は232億円、延滞金収入は37億円に達し、これらの金は経常収益に計上され、原資とは無関係のところにあること、などの共通点については、一般的考察として思想又はアイデアに属するものや事実に関するものとして認定し、いずれの共通点についても表現それ自体ではない部分又は創作性のない部分の同一性にすぎないとして著作権侵害を否定した。

控訴審では、第一審の判断を支持し、また、控訴人から、素材の選択・配列・構文を工夫して執筆したものであること、具体的には、「2004年度（平成16年度）をターニングポイントと捉えたことや、2010年度（平成22年度）の『利息収入』及び『延滞金収入』、同年度期末の『民間銀行からの貸付残高』及び『年間の利払い』並びに『サービサー』からの『回収』額及び『手数料』額を示していること」との主張もなされたが、裁判所は、控訴人の個性が表現されたものとはいえないとして原審の判断を支持し著作権侵害を否定した。

[考察]

本判決は、複製の意義については、ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件、翻案の意義については、江差追分事件の規範を引用しつつ、従来の規範に従って判断したものである。そのうえで、表現ではない部分、表現であっても創作的表現ではない部分の認定がされており、事実や表現の具体的な認定について参考になる一例と考えられる。

⑧ 東京地裁令和4年3月30日判決【春巻盛付写真事件】(令和2年(ワ)第32121号)

[事案の概要]

被告が商品に春巻の盛付写真のラベルシールを付して販売する行為が原告の写真の著作権(複製権、翻案権、譲渡権)を侵害すると主張して差止め、損害賠償請求等を行った事案



原告画像



被告画像

[判旨]

請求棄却。

裁判所は、共通点を認定した上で、いずれも創作的表現が共通するとは認められないとして原告の請求を棄却した。

共通点に関する判断としては、例えば、皿に並べた春巻を、正面からでなく、角度をつけて撮影している点について、皿に並べた春巻を、角度をつけて撮影することは、一般的に行われ得るから、共通点における表現はありふれたものと認定し、葉物を含む野菜を皿の左上のスペースに置いている点について、春巻の写真撮影の際に野菜が皿の隅のスペースに置かれることは一般的に行われることから、共通点における表現はありふれたものと認定している。

[考察]

本件と同じように盛付写真が問題となった事案としては、すいか写真事件⁽²⁰⁾がある。当該判決では、「写真著作物における創作性は、最終的に当該写真として示されているものが何を有するかによって判断されるべきものであり、これを決めるのは、被写体とこれを撮影するに当たっての撮影時刻、露光、陰影の付け方、レンズの選択、シャッター速度の設定、現像の手法等における工夫の双方であり、その一方ではない」と示している。本判決は、原告写真と被告写真の表現の共通点について認定した上でその共通点が創作的表現であるかどうかを判断しており、江差追分事件と同様の判断方法を用いている。加えて、共通点の認定については、撮影方法のみではなく、被写体についても認定しており、前記すいか写真事件と同様の判断手法を用いているものであり、従来の裁判例と同様の規範に基づいて判断した上で妥当な結論が導かれたものと考えられる。

⑨ 東京地裁令和4年4月22日判決【ゲーム画像事件】(平成31年(ワ)第8969号)

[事案の概要]

被告が原告が著作権を有する画像に類似する画像をゲーム内画面に含むオンラインゲームを製作し、日本国内に配信した行為が原告の著作権(複製権又は翻案権)を侵害したと主張して差止め及び損害賠償を求めた事案。



原告画像



被告画像

[判旨]

請求棄却。

裁判所は、共通点と相違点を認定した上で、原告画像2と被告画像2、原告画像3と被告画像3、原告画像4と被告画像4、原告画像5と被告画像5、原告画像6と被告画像6、原告画像7と被告画像6、原告画像8と被告画像7のいずれについても創作的表現の共通性はないとして著作権侵害を否定した。

例えば、原告画像2と被告画像2については、「猿をモチーフにしたキャラクターを描くこと自体は、アイデアにすぎない。また、猿のキャラクターとして、赤い顔を描いたり、細長い棒を手に持った様子を描いたりすることは、他の作品(乙28)にもみられるように、ありふれた表現であって、創作性が認められない。」「原告画像2と被告画像2に描かれた数珠やベルトは、形状や色において表現に具体的な相違が見られるから、数珠やベルトを身に着けているというアイデアが共通するにとどまるものである。」と判断している。

[考察]

本判決は、江差追分事件と同様の枠組みに従って判断したものと考えられるが、アイデアのレベルでは共通点を有するキャラクターについて、具体的表現である画像が翻案に該当するか否か判断したものであり、具体的な表現を対比しつつ裁判所の認定方法を理解するために適した裁判例と考えられる。

5. 権利制限規定が争いとなった事案

5.1 概略

法30条以下では権利制限規定が列挙されており、当該権利制限規定の要件を満たす場合には、著作権侵害とはならない。よく問題となるのは、法30条の私的使用のための複製、法32条の引用である。

5.2 判例紹介

⑩ 東京地裁令和4年1月27日判決【主戦場事件】(令和1年(ワ)第16040号)

⑪ 知財高裁令和4年9月28日判決【主戦場控訴事件】(令和4年(ネ)第10024号)

[事案の概要]

従軍慰安婦に関する論争を取り上げた映画(以下「本件映画」)に関して、被告映画監督が原告らに行った取材記録や一部原告の著作物を本件映画に取り入れたことについて、著作権法上の争点の一つとして引用の適否が問題となった事案である。

[判旨]

第1審は請求棄却。控訴審は控訴棄却。

第1審において、裁判所は、本件映画において、原告らの一部の者が著作権を有する動画、写真などを利用していることについて、他人の著作物として区別して用いられていること、利用目的との関係で合理的な範囲で利用されていること、ナレーションやエンドクレジットにより出所が明示されていること、利用した著作物の著作権を有

する一部原告の著作物の利用を妨げたり利益を害したりする事情も認められないことを示して、「引用の目的、利用の方法、態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作権者の著作権者に及ぼす影響等を考慮」して法32条の「公正な慣行に合致する」ことを認めた。

控訴審においては、引用の要件として、「他人の著作物を引用して利用することが許されるためには、引用して利用する方法や態様が公正な慣行に合致したものであり、かつ、引用の目的との関係で正当な範囲内であること、すなわち、社会通念に照らして合理的な範囲内のものであることが必要であり、引用としての利用に当たるか否かの判断においては、他人の著作物を利用する側の利用の目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の有無・程度などが総合考慮すべきである。」と補足し、法32条の要件を満たすことを認め、原審の判断を支持した。

[考察]

適法な引用の要件として、判例では、パロディ事件第1次上告審⁽²¹⁾において、①明瞭区分性②主従関係③著作人格権を侵害しないことの三要件が示されている。ただし、③の要件については、著作権法50条で著作権の制限規定は著作人格権に影響を与えないものであるとされていることを確認したものにすぎず、二要件を適法な引用の要件として考えることが多い⁽²²⁾。

本判決においては、第一審において、明瞭区分性、主従関係について意識した認定がされ、控訴審でもそれが支持されている。一方で、第一審では、公正な慣行に合致することの規範として、上記のように著作権者に及ぼす影響等を考慮することを示し、控訴審では、さらに総合考慮すべき事情が示されることとなった。引用の要件については、学説上も議論があり、裁判例でも法32条の文言によって判断するものも見受けられるため、今後どのような解釈が主流となっていくか注意が必要と思われる。

⑫ 東京地裁令和4年11月8日判決【知人への著作物配布事件】（令和4年（ワ）第2229号）

[事案の概要]

被告が原告が著作権を有する著作物を複製し、被告の知人7名に配布したことに對して、損害賠償請求がされた事案。法30条1項の私的利用のための複製に該当するか否かが争点となった。

[判旨]

請求一部認容。

裁判所は、「『その他これに準ずる限られた範囲内』といえるためには、少なくとも家庭に準じる程度に親密かつ閉鎖的な関係があることが必要であると解される。」と示した上で、「本件においては、前記前提事実のとおり、被告が本件著作物の複製物を配布した7名は、被告の古くからの友人であるものの、本件全証拠によっても、被告とこれら7名との間に、家庭に準じる程度の親密かつ閉鎖的な関係があったとは認められないから、著作物の使用範囲が『その他これに準ずる限られた範囲内』であるということとはできない。よって、被告による本件著作物の複製が『私的利用のための複製』（著作権法30条1項）に該当するとは認められない。」と示した。

[考察]

法30条1項の「家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」の意義については、学説では、「複製をする者の属するグループのメンバー相互間に強い個人的結合関係のあることが必要でして、部数を限定して自分と付き合いのある友人に配布するような場合は該当しません。典型的には、社内の同好会とかサークルのように10人程度が1つの趣味なり活動なりを目的として集まっている限定されたごく少数のグループということでもあります。」⁽²³⁾と示しているものがある。本判決でも、単に「古くからの友人」というだけでは強い個人的結合関係があるとは認められず、それゆえ「親密かつ閉鎖的な関係があったとは認められない」と認定したものと考えられ、同一目的をもって集まっているなどもう一步結びつきを裏付ける関係が必要であったものと考えられる。

以上

(注)

(1)同様に「著作権」というキーワードで、平成30年から令和3年までの各1年間における裁判例を検索すると、平成30年が63件、

令和4年著作権法関係裁判例紹介

平成31年が79件、令和2年が60件、令和3年が115件となる。

- (2) 中山信弘「著作権法第3版」(2020年有斐閣)、66頁
- (3) 半田正夫＝松田政行編「著作権法コンメンタル1 第2版」(2015年勁草書房)、583-584頁
- (4) 半田正夫、「著作権法概説第16版」(2015年法学書院)、96-97頁
- (5) 東京地判平成13年1月23日(判例時報1756頁139頁)
- (6) 半田正夫＝松田政行編「著作権法コンメンタル1 第2版」(2015年勁草書房)、615頁
- (7) 東京地裁平成15年1月15日判決(判例時報1820号127頁)
- (8) 知財高裁平成18年12月26日判決(判例時報2019号92頁)
- (9) (東京地方裁判所令和3年12月24日判決令和2年(ワ)第19840号)
- (10) 知財高裁平成26年8月28日判決(判例時報2238号91頁)
- (11) 半田正夫＝松田政行編「著作権法コンメンタル1 第2版」(2015年勁草書房)、17頁
- (12) 大阪地裁平成4年4月30日判決(判例時報1436号104頁)
- (13) (東京地方裁判所令和4年3月25日判決(令和2年(ワ)第25127号))
- (14) 知財高裁令和4年11月1日判決(令和4年(ネ)第10047号))
- (15) 加戸守行、「著作権法逐条講義七訂新版」(令和3年著作権情報センター)、158頁
- (16) 最高裁判所昭和53年9月7日判決民集32巻6号1145頁
- (17) 最高裁判所平成13年6月28日判決民集55巻4号837頁
- (18) 知財高裁令和4年3月23日判決(令和3年(ネ)第10083号)
- (19) 東京地裁令和4年12月12日判決(令和3年(ワ)第5086号)
- (20) 東京高裁平成13年6月21日判決(判時1765号96頁)
- (21) 昭和55年3月28日判決民集34巻3号244頁
- (22) 半田正夫＝松田政行編「著作権法コンメンタル1 第2版」(2015年勁草書房)245頁
- (23) 加戸守行、「著作権法逐条講義七訂新版」(令和3年著作権情報センター)、237-238頁

(原稿受領 2023.4.3)